

千曲都市計画道路の変更
計画書

(千曲市決定)

都市計画道路 3・4・3号 千曲線

千 曲 市

千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）

都市計画道路中 3・4・3 号 千曲線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	千曲線	千曲市 大字栗佐 字琵琶尻	千曲市 大字磯部 字流屋敷	千曲市 大字寂蒔 字大土腐	約 8,800m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 11箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

千曲市南部における円滑な都市交通を確保することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、沿道の土地利用や地形条件等を勘案し、道路の位置及び区域を変更するものである。

変更理由書

1 都市計画道路の概要

千曲都市計画道路は、千曲市街地の骨格を形成し、円滑な都市交通を確保するため、昭和 28 年（旧戸倉上山田都市計画）に 12 路線、昭和 40 年（旧更埴都市計画）に 8 路線が都市計画決定され、その後、人口増加に伴う交通需要の増加や都市構造の変化等に対応するため、都市計画道路の決定や変更を経て、令和 6 年 7 月末時点で 35 路線（幹線街路 20 路線、特殊街路 15 路線）が決定されている。

千曲市ではまちづくりの進展や社会情勢の変化を背景に、都市計画道路の必要性を明らかにし、計画的・効率的なまちづくりを推進するため、平成 23 年 3 月に「千曲市都市計画道路整備プログラム」を策定（関連する上位計画の策定・改訂を踏まえ、令和 3 年 3 月に改訂）しており、都市計画道路網の見直しを行うとともに、優先度の高い路線から順次、計画の変更や整備を進めてきている。

2 都市計画変更の必要性

3・4・3 号千曲線は、昭和 28 年に市街地の拡大、交通量の増大に向け、将来の本市の発展に資することを理由に、旧戸倉上山田都市計画道路 3・4・3 号大西線として決定され、平成 15 年 9 月の千曲市合併に伴い旧更埴都市計画道路 3・4・6 号川東線と併せて、3・4・3 号千曲線に名称を改め、計画延長約 9,070m、幅員 16m、2 車線の幹線街路として位置付けられている。本路線は、平成 16 年度より旧市町を結ぶ合併支援道路として整備が進められ、9 割超が整備済みとなっている。

当初決定時は、戸倉駅及び国道 18 号から戸倉上山田温泉への主要アクセス道路として、また国道 18 号の交通量を分担させる目的で決定されたものであるが、平成 3 年度に、国道 18 号の慢性的な渋滞解消を目的として、千曲川左岸側に 3・3・21 号上田篠ノ井線（国道 18 号バイパス）が決定され、現在は幹線交通網と地区内道路との連絡機能を担う地域幹線としての役割をはたしている。

市では、令和 3 年 3 月に改訂した千曲都市計画道路整備プログラムに基づき、優先度評価の高い路線から順次、計画の変更や整備を進めており、現在未整備となっている 3・4・3 号千曲線終点側区間についても、本プログラムの検討結果に基づいて、可能な限り現道を活かしつつ、地域幹線として、地域の防災機能の強化を図るため、災害時防災拠点となる戸倉体育館や千曲坂城消防組合消防本部へのアクセスが容易になるような線形とし、主要幹線である国道 18 号への接続形状についても、安全で利便性の高いものとなるよう、位置及び区域の変更を行う。

なお、3・4・3 号千曲線には、農業用水である幹線水路が存在し、計画幅員 22m の中央に開渠構造（水路幅 4.4m）にて計画されているが、水路管理者等との構造協議や沿線地権者等関係者への説明・協議を進めるなかで、維持管理や経済的合理性、整備の効率化を考慮した結果、幹線水路を暗渠により歩道部に設置する構造としたことから、今回の変更に合わせて、区間延長約 2,330m の幅員を 16m とする都市計画の変更を行う。

3 変更の妥当性

以上により、千曲市の南部市街地地域の交通利便性を向上させ、当該地域の土地利用の増進に寄与することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、今回 3・4・3 号千曲線の変更を行うことは妥当であると判断した。

4 都市計画道路の構造

延長（変更後）：約 8,800m

道路種級区分：第 4 種第 3 級（変更区間）

計画交通量：3,400～11,100 台／日（R22 推計）

設計速度：40 km／h

道路の種別：幹線街路

車線数：2 車線

幅員：16m

千曲都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	千曲線	千曲市 大字栗佐 字琵琶尻	千曲市 大字磯部 字新田	千曲市 大字寂蒔 字大土腐	約 9,070m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 11箇所	

(新)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	千曲線	千曲市 大字栗佐 字琵琶尻	千曲市 大字磯部 字流屋敷	千曲市 大字寂蒔 字大土腐	約 8,800m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 11箇所	

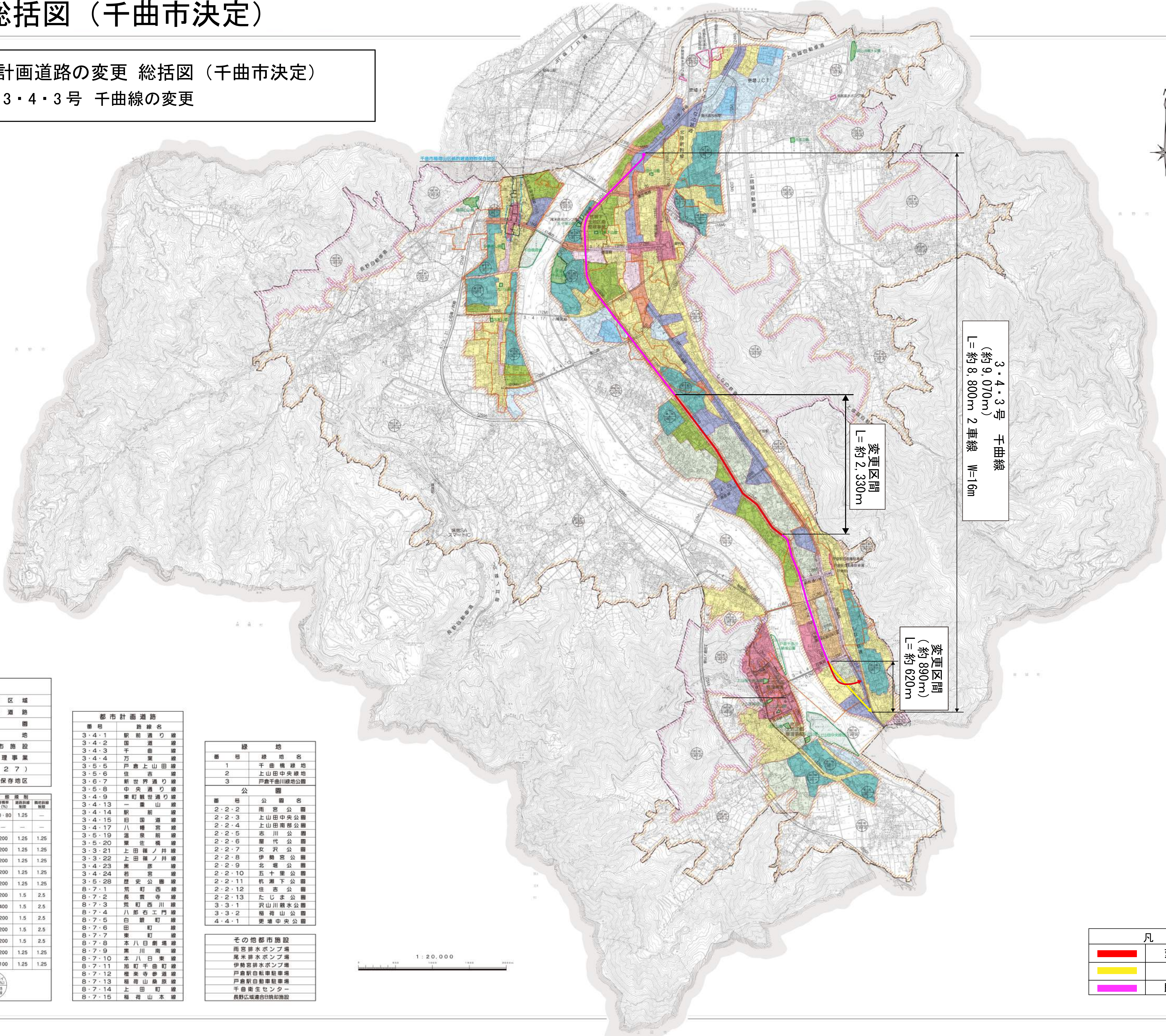
都市計画の策定の経緯の概要

千曲都市計画道路の変更（3・4・3号 千曲線）

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和6年11月20日（水）	戸倉創造館（51名）
長野県知事事前協議	令和6年12月6日（金）	
長野県知事事前協議回答	令和6年12月26日（木）	
公聴会開催の公告	令和7年2月13日（木）	公告、市報 R7.2月号 市ホームページ
素案の閲覧	令和7年2月14日（金）～ 令和7年3月7日（金）	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和7年3月9日（日）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和7年4月10日（木）	公告、市報 R7.4月号 市ホームページ
長野県知事協議 （都市計画法第19条第3項）	令和7年4月11日（金）	
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和7年4月11日（金）～ 令和7年4月24日（木）	
長野県知事協議回答	令和7年5月2日（金）	意見書提出1件
千曲市都市計画審議会 （都市計画法第19条第1項）	令和7年5月13日（火）	
都市計画決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和7年6月下旬	
		以下予定

総括図（千曲市決定）

千曲都市計画道路の変更 総括図（千曲市決定）
3・4・3号 千曲線の変更



凡 例

	都市計画道路
	公 園
	線 路
	その他都市施設
	土地区画整理事業
	D I D (H 2 7)
	伝統的建造物群保存地区

用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ制限 (m)
第1種低層住居専用地域	40・50	60・80	1.25
第2種低層住居専用地域	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	60	200	1.25
第2種中高層住居専用地域	60	200	1.25
第1種住居地域	60	200	1.25
第2種住居地域	60	200	1.25
準住居地域	60	200	1.25
近隣商業地域	80	200	1.5
商業地域	80	400	1.5
準工業地域	60	200	1.5
工業地域	60	200	1.5
工業専用地域	60	200	1.5
用途地域外(無指定)	60	200	1.25

90 50 1.25 1.25

番号	路線名
3・4・1	駅前通り線
3・4・2	盛道線
3・4・3	千曲線
3・4・4	万葉線
3・5・5	戸倉上山田線
3・5・6	住吉線
3・6・7	新世界通り線
3・6・8	中央通り線
3・4・9	東町親世通り線
3・4・13	一里山線
3・4・14	駅前線
3・4・15	日国道線
3・4・17	八幡宮線
3・5・19	温泉前線
3・5・20	夏佐橋線
3・3・21	上田藩ノ井線
3・3・22	上田藩ノ井線
3・4・23	黒部線
3・4・24	若宮線
3・5・28	歴史公園線
8・7・1	荒町西線
8・7・2	長興寺線
8・7・3	荒町西川線
8・7・4	八郎右工門線
8・7・5	白根町線
8・7・6	田町線
8・7・7	東町線
8・7・8	本八日東線
8・7・9	黒川南線
8・7・10	本八日東線
8・7・11	旭町千曲町線
8・7・12	徳光寺参道線
8・7・13	福寿山公園線
8・7・14	上田町線
8・7・15	福寿山本線

番号	施設名
1	千曲橋緑地
2	上山田中央緑地
3	戸倉千曲川緑地公園

番号	公園名
2・2・2	南宮公園
2・2・3	上山田中央公園
2・2・4	上山田南部公園
2・2・5	志川公園
2・2・6	勝代公園
2・2・7	女沢公園
2・2・8	伊勢宮公園
2・2・9	北郷公園
2・2・10	五十里公園
2・2・11	帆瀬下公園
2・2・12	桂吉公園
2・2・13	たじま公園
3・3・1	戸山川親水公園
3・3・2	福寿山公園
4・4・1	更埴中央公園

施設名
雨宮排水ポンプ場
尾米排水ポンプ場
伊勢宮排水ポンプ場
戸倉駅前駐車場
戸倉駅前自動車駐車場
千曲衛生センター
長野広域連合日頃利用施設

凡 例	
	変更後区間
	削除区間
	既決定区間

縮尺 1 : 2, 5 0 0

NO. 8

VIII — HD 91-4

[illegible]

	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路
	简单电路		简单电路

日	四	あ	美 容 画	画 画
日		お		
▽	空	お	その他の 観本画	山 地
▽		お	山 山	
▽	るとう きじ	お	芝 地	はい物
▽		お	ち ち	
▽	バイナッ アル	お	花 々	しの地
▽		お	花 々	
▽	最 情	お	花 々	ゆし 両 地
△		お	花 々	
△	花 地	お	花 々	花 地

Figure 1 is a schematic diagram of the water supply system for the Kamaishi City Waterworks. The diagram illustrates the flow of water from the Tone River (利根川) through various reservoirs (大池, 中池, 小池) and treatment facilities (浄水場, 浄水場) to the distribution network (配水管). It also shows the connection to the Kamaishi City Waterworks (釜川市水道) and the Kamaishi City Waterworks (釜川市水道).

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程
による第Ⅶ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯経度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

VIII — I D 91-4

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 株 式 会 社 大 輝

縮尺 1 : 2, 500

計 画 図（千曲市決定）

NO. 1 6

7	8	9
15	16	17
23	24	25

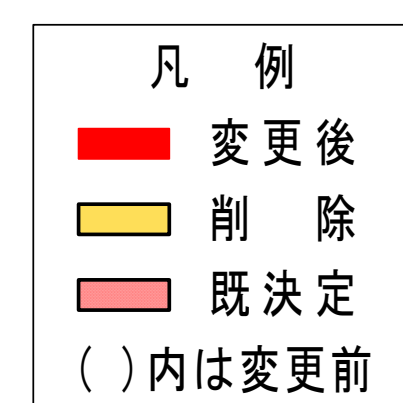
長野市 91-3	91-4 長野県	HD 92-3
01-1		02-1
01-3	千曲市 01-4	02-3

	普通建物	△ 37.2	三角点
		▽ 25.62	水準点
	壁ろう建物	▽ 42.3	多角点及び壁角点 水平距離測定点
		▽ 39.6	分点・端点・点 (三角点)
	普通無壁倉	▽ 25.73	公共測量点 (水準点)
		▽ 25.7	電子基準点
	壁ろう無壁倉	▽ 12.3	壁角点及び点 距離測定点 による端点
		▽ 15.8	

[illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程
による第Ⅶ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯経度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

VIII - ID 01-2



凡 例		面積標準			
	都市計畫區域	第一種住宅專用區域	40 ~ 50	40 ~ 50	1.25 ~
	都市計畫道路	第二種住宅專用區域	—	—	—
	公園	第一種住宅專用區域	60	200	1.25 ~ 1.25
	綠地	第二種住宅專用區域	60	200	1.25 ~ 1.25
	其他都市施設	第一種住宅專用區域	60	200	1.25 ~ 1.25
	土地區面整理施設	第二種住宅專用區域	60	200	1.25 ~ 1.25
	D I D (H 2 7)	準住宅區域	60	200	1.25 ~ 1.25
	傳統的建造群保存地區	近隣商業區域	80	200	1.5 ~ 2.5
		商業區域	80	400	1.5 ~ 2.5
		準工業區域	60	200	1.5 ~ 2.5
		工業區域	60	200	1.5 ~ 2.5
		工業專用區域	60	200	1.5 ~ 2.5
	用途地域外（無指定）	用途地域外（無指定）	60	200	1.25 ~ 1.25
			100	1.25 ~ 1.25	2.5

平成18年測量
平成25年修正

1 : 2 500

「この測量成果は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(防衛費) 令2閣公 第141号」

市 曲 千 関 機 画 計
輝 大 社 会 株 関 機 業 作

縮尺 1 : 2, 5 0 0

NO. 15

6	7	8
14	15	16
22	23	24

12

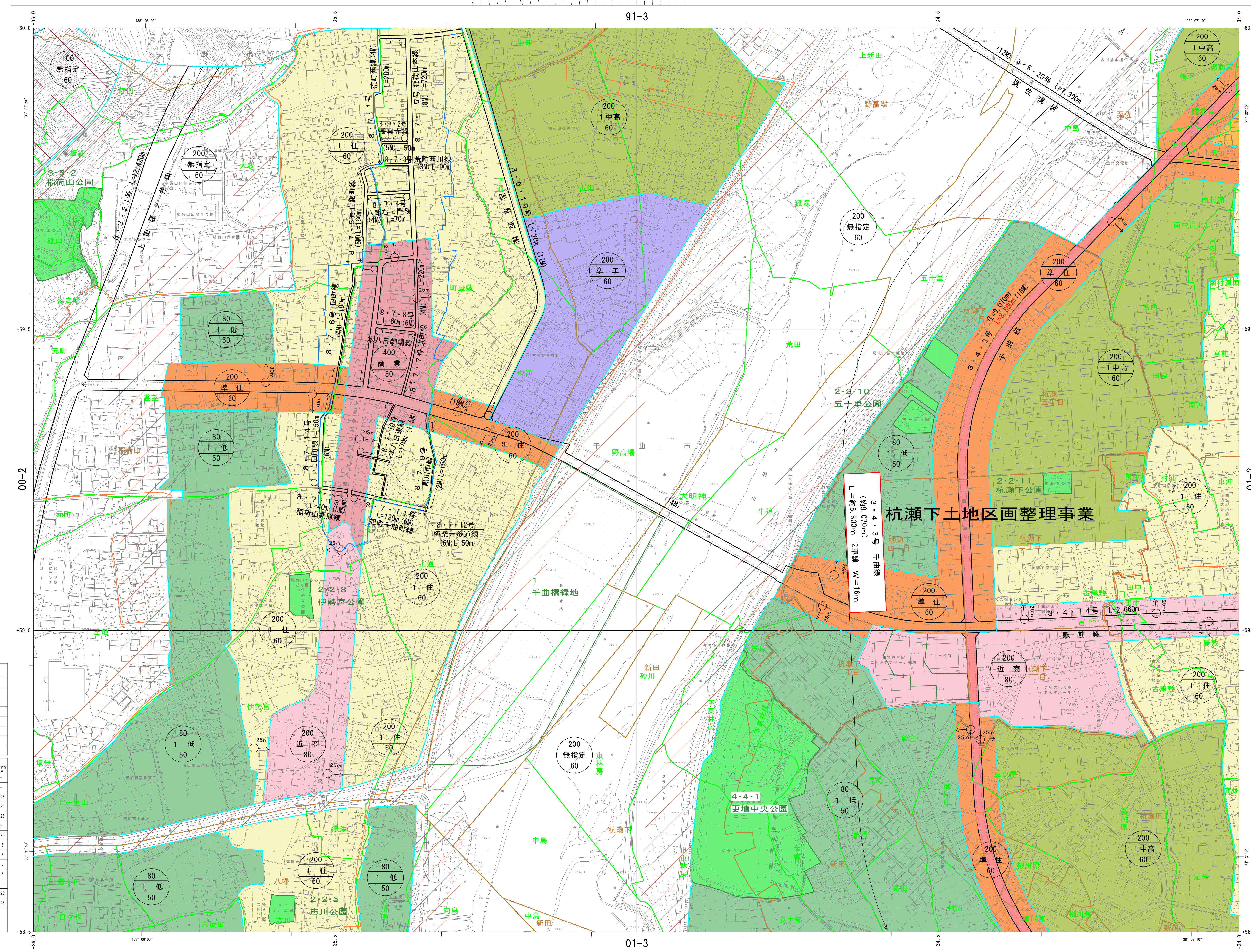
[illegible]

	大 規 模 通 信		警 告 通 信
	電 報 網 絡		特 殊 通 信
	電 話 通 信		通 信
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		ブ ラ ン ク フ ェ ー ム 全 局 通 信
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局
	通 信 中 心 局		通 信 中 心 局

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程
による第Ⅳ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯経度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

VIII - ID 01-1



昭和60年測量
平成6年修正
平成18年測量
修正
平成26年修正
令和3年修正

1 : 0 500

「この測量成果は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(勅旨番号) 令2関公 第141号」

市 曲 千 関 機 画 計
輝 大 社 会 株 式 関 機 業 作

VIII - ID 01-1

縮尺 1 : 2, 500

NO. 23

14	15	16
22	23	24
30	31	32

長野市 00-2	長野県 01-1 千曲市	01-2
00-4		01-4
10-2	11-1	11-2

	普通建築物	△ 37.2 □ 25.62	三角点 水準点
	壁ろう建物	△ 42.3 ▽ 25.6	水点及び埋蔵点 分米水準点 (三角点)
	普通無壁舎	△ 25.73	公共基準点 (水準点)
	壁ろう無壁舎	△ 25.7 ▽ 12.3 ▽ 15.8	電子基準点 埋蔵点 国土地院 による基準点

[illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規格
による第Ⅳ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯経度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面

VIII - I D 01 - 3

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 有 限 会 社 フ リ ー ス ケ ー ル

平成18年測量
平成26年修正

1. 平成26年4月撮影空中写真
2. 平成26年10月現地調査

1 : 2, 500

「この測量成果は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(勅命番号) 平26陸公 第143号」

縮尺 1 : 2, 5 0 0

1 : 2,500 国土基本図
VIII - ID 01 - 4

計 画 図（千曲市決定）

縮尺 1 : 2, 5 0 0

NO. 24

15	16	17
23	24	25
31	32	33

VIII — I D 01 — 4

長野市 01-1	長野県 01-2 千曲市	02-1
01-3		02-3
11-1	11-2	12-1

記 号

	普通建物	△ 37.2	三角点
		□ 25.62	水準点
	堅ろう建物	◎ 42.3	多角点及び簡易な 新式三角点
		◎ 35.6	公共基準点 (三角点)
	普通無壁舎	◎ 25.73	公共基準点 (水準点)
		△ 25.7	電子基準点
	堅ろう無壁舎	● 12.3	標高が正しい 図による測定 による標高点
		● 15.8	

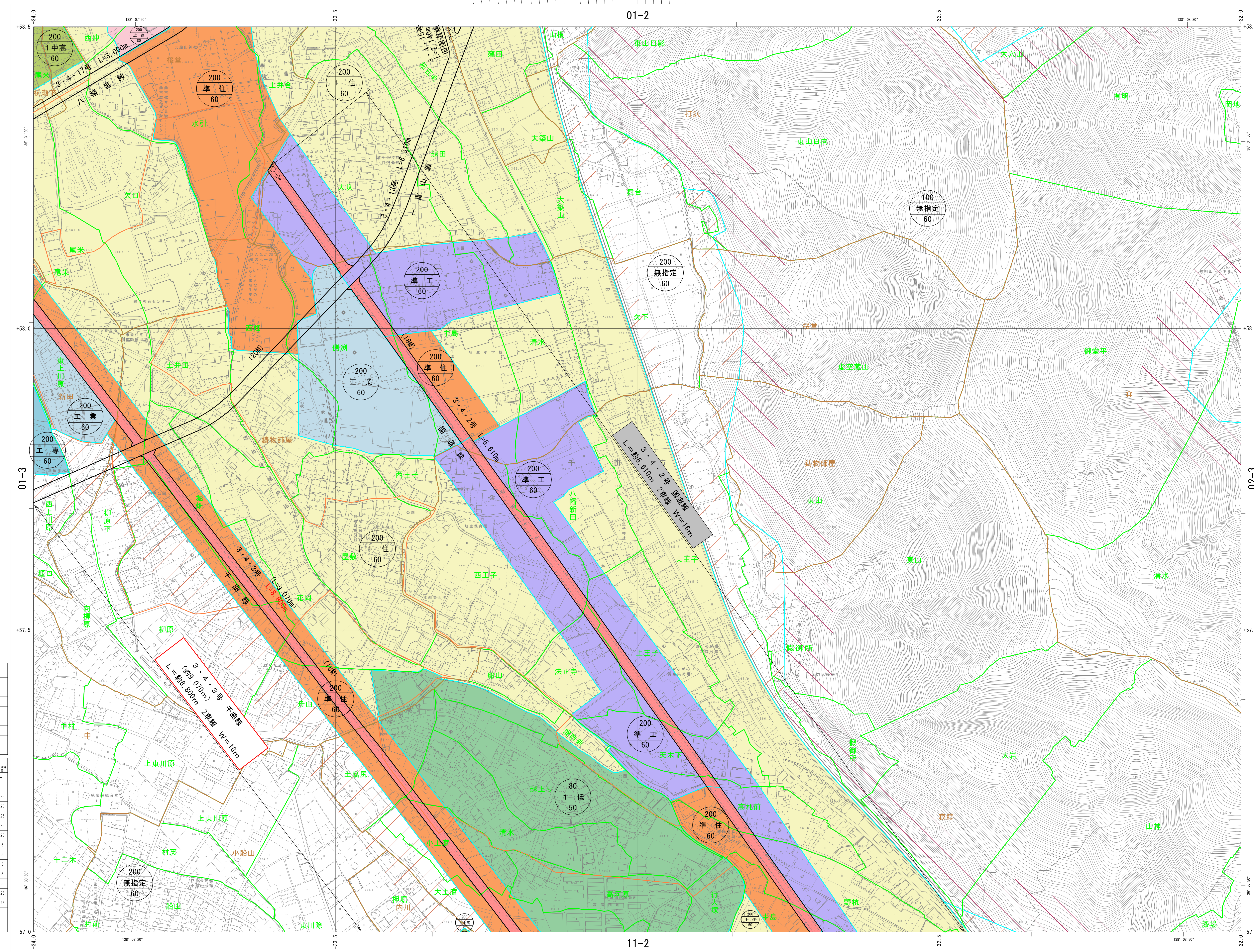
[illegible]

	真 珠 漆 布		新 登 録 商 標
	電 氣 器		特 許 商 標
	特 許 商 標		商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		商 標 中 心 商 標
	歩 歩 寸 分 割 線		ラ ン ト ン 中 心 商 標
	歩 歩 寸 分 割 線		商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標
	特 許 商 標 中 心 商 標		特 許 商 標 中 心 商 標

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規格
による第Ⅲ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

VIII — I D 01 — 4



昭和60年測量
平成6年修正
平成18年測量
修正
平成26年修正
令和3年修正

1. 令和元年11月撮影空中写真
2. 令和2年8月現地調査

1 : 2, 500

「この測量成果は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(防衛費) 令2 箇公 第141号」

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 株 式 会 社 大 輝

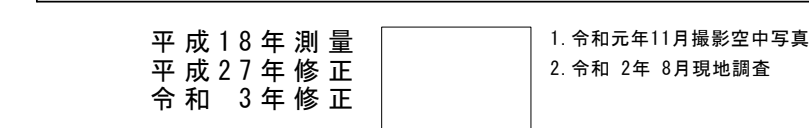
VIII - I D 01 - 4

縮尺 1 : 2, 5 0 0

VIII - ID 11-2

縮尺 1 : 2, 5 0 0

NO. 3 2



「この測量成果は、国土地理院長の勸告を受けて得たものである
(防官審号) 令2国公 第141号」

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 株 式 会 社 大 輝

VIII - ID 11-2

01-3	長野県 01-4 千曲市	02-3
11-1		12-1
11-3	11-4	12-3

記 号

[illegible][illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程
による第Ⅳ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯度・経度・高度は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面

VIII — ID 11-2

千曲都市計画道路
(千曲市決定) 計画図 (8 / 1 0)
3 ・ 4 ・ 3 号 千曲線
縮尺 1 : 2 , 5 0 0

計 画 図 (千 曲 市 決 定)

1 : 2,500 国土基本図
Ⅷ－ID 11-4

NO. 4 1

31	32	33
40	41	42
47	48	49

Ⅷ－ID 11-4

11-1	長野県 千曲市	12-1
11-3		12-3
21-1	21-2	22-1 埼玉県 鴻巣市

記 号

▽	普通道路	△	37.2	三角点
▽	普通道路	△	42.3	水準点
▽	普通道路	▽	35.6	水準点
▽	普通道路	▽	35.7	水準点
▽	普通道路	▽	12.3	水準点
▽	普通道路	▽	15.8	水準点

凡 例

■	変更後	■	変更前
■	削除	■	既決定
()	内は変更前		

凡 例

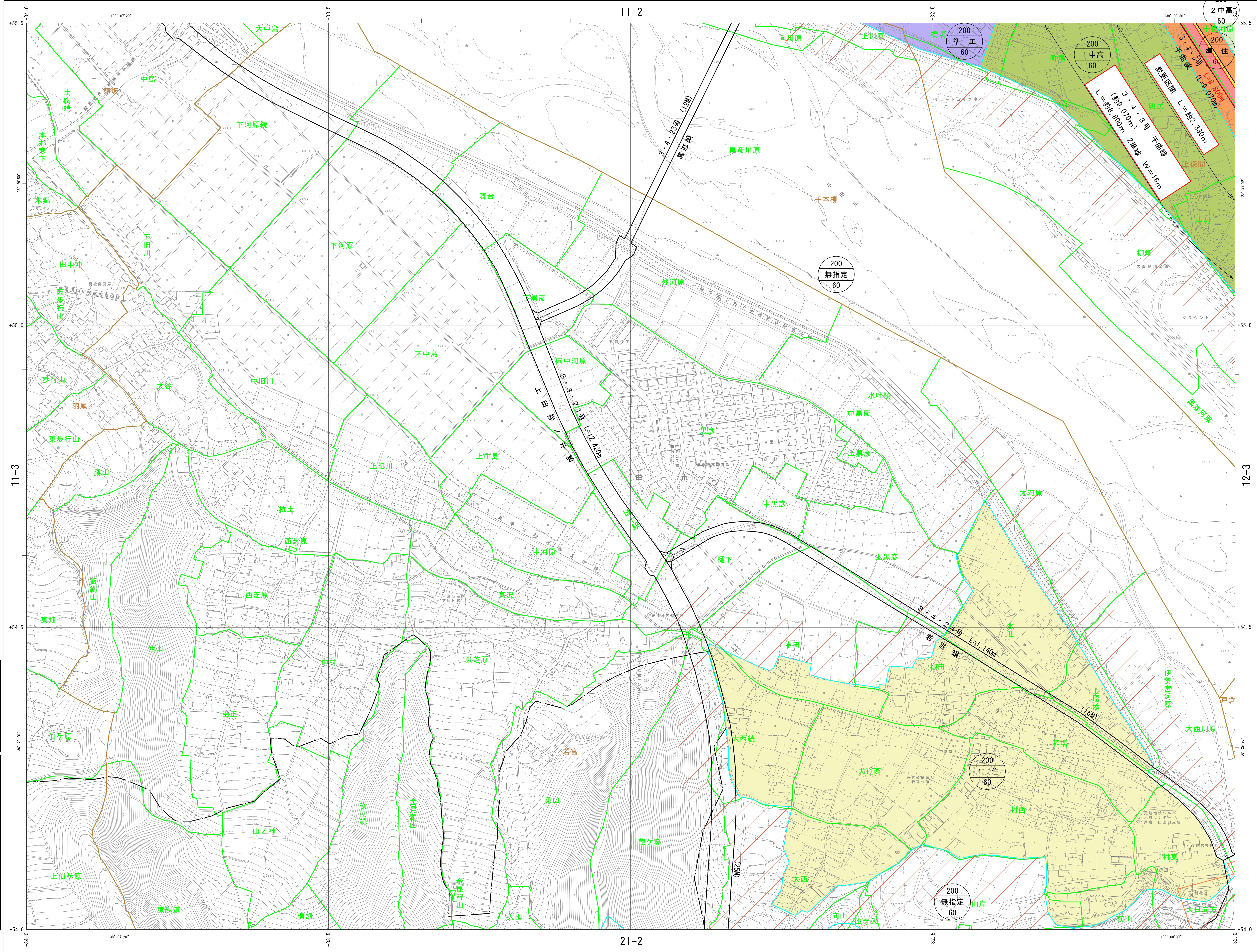
—	都市計画区域	—	都市計画道路
—	公	—	地
—	緑	—	その他都市施設
—	土地区画整理事業	—	D I D (H 2 7)
—	伝統的建造物保存地区		

用 途 地 域 区 分

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域外(無指定)
60	200	1.25	1.25	60	200	1.25	1.25	60	200	1.25	1.25

凡 例

1	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
---	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



作成 1 : 2,500 国土基本図
平成 2 5 年 修 正

1. 平成22年11月版図外変更
2. 平成25年11月版図外変更

1 : 2,500

「この図面は、国土基本図の縮小によって作成されたものである
(図面番号) 千曲市 第14号」

計画機関 千 曲 市
作業機関 株 式 会 社 大 輝

Ⅷ－ID 11-4

縮尺 1 : 2, 5 0 0

1 : 2,500 国土基本図
VIII - ID 12-3

縮尺 1 : 2, 500

計 画 図（千曲市決定）

NO. 4 2

32	33	34
41	42	43
48	49	50

VIII — I D 12-3

11-2	長野県 12-1 千曲市	12-2
11-4		12-4
21-2	22-1	22-2 埴科郡 坂城町

記 号

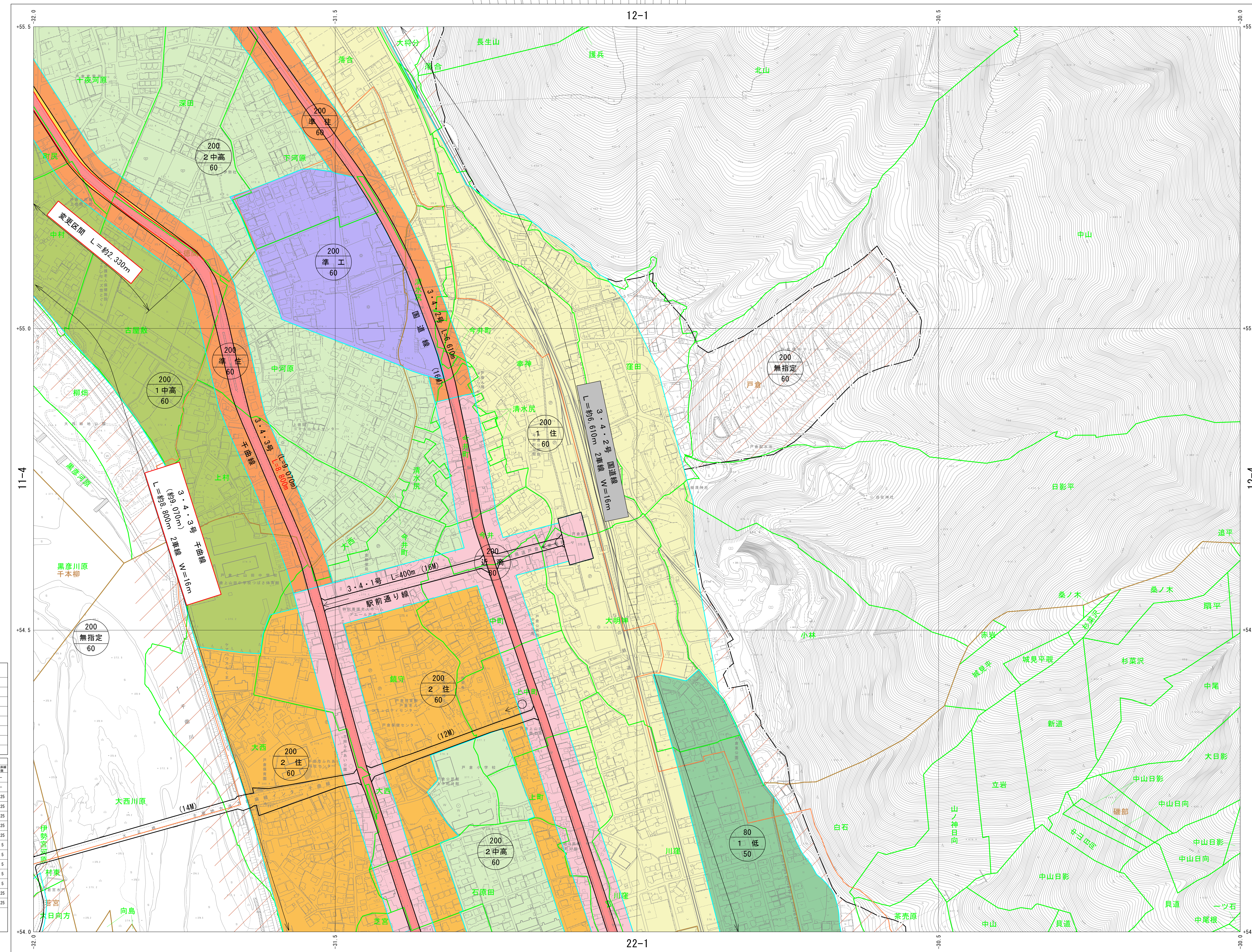
[illegible][illegible][illegible]

The map illustrates the coastal area around Kamaishi Bay. Key features include:

- Rivers and Waterways:** The Tone River (利根川) flows into the bay from the north. Other smaller waterways like the Maesawa River (馬場沢川) are shown.
- Coastal Features:** The coastline is marked with points like Kamaishi (釜石), Maesawa (馬場沢), and various bays and inlets.
- Infrastructure:** Roads (solid lines) and railways (dashed lines) are depicted connecting different parts of the region.
- Industrial Sites:** Several areas are labeled as industrial or port facilities, such as the Kamaishi Port (釜石港) and various storage yards (倉庫).
- Legend:** Located at the top left, it defines symbols for rivers (大川, 小川), roads (国道, 県道), and other landmarks.

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規格
による第Ⅷ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

VIII - ID 12-3



平成18年測量
平成27年修正

1. 平成26年 4月撮影空中写真
2. 平成27年11月現地調査

1 : 2, 500

「この測量成果は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(勅命番号) 令2閣公 第141号」

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 有 限 会 社 フ リ ー ス ケ ー ル

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 有 限 会 社 フ リ ー ス ケ ー ル

縮尺 1 : 2, 5 0 0

1 : 2,500 国土地基本図
VIII - ID 22-1

縮尺 1 : 2, 5 0 0

計 画 図（千曲市決定）

NO. 49

41	42	43
48	49	50
53	54	55

VIII - I D 22-1

11-4	長野県 12-3 千曲市	12-4
21-2		22-2
21-4	22-3	塩科郡 塩城町 22-4

記 号

	普通建物	△ 37.2	三角点
		▽ 25.62	水準点
	壁ろう建物	△ 42.3	多角点及び複合点 複合点の位置
		▽ 35.6	分岐点 (二点式)
	普通無壁舎	△ 25.73	公共基準点 (水準点)
		△ 25.7	電子基準点
	壁ろう無壁舎	△ 12.3	標高がわからない 標高点
		・ 15.8	固定位置に よる標高点

[illegible]

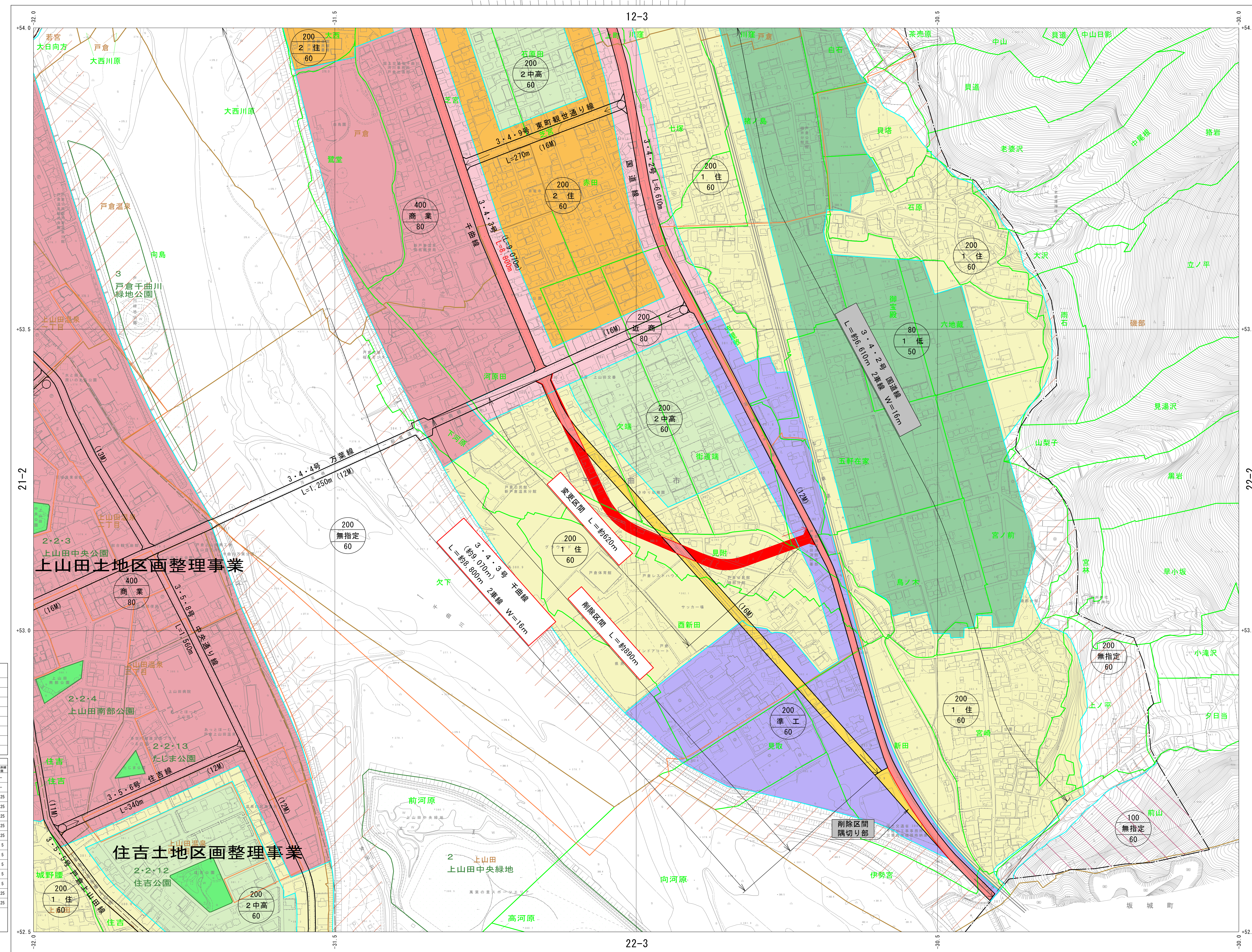
	単線軌道		雙線軌道
	支線		支線
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差
	交差		交差

[illegible][illegible]

The schematic diagram illustrates the hydrological network of the study area. It shows the confluence of the '大' (Da) River and the '小' (Xiao) River into the '多美河' (Duomei River). The '大' River originates from the '加巴山' (Jiabashan) area and flows through a '峡谷' (Gorge). The '小' River joins it from the north. Further downstream, the river passes through a '冲积扇' (Alluvial fan) and eventually discharges into the '孟加拉湾' (Bay of Bengal). Key features include '上游水坝' (Upstream dam), '中游水坝' (Middle dam), and '下游水坝' (Downstream dam). A legend identifies symbols for '大坝' (Dam), '峡谷' (Gorge), '冲积扇' (Alluvial fan), and '河流' (River).

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程
による第Ⅷ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯経度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

VIII - I D 22-1



平成18年測量
平成27年修正

1. 平成26年4月撮影空中写真
2. 平成27年11月現地調査

1 : 2, 500

「この測量成果は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(防官番号) 平27防公 第342号」

計 画 機 関 千 曲 市
作 業 機 関 有 限 会 社 フ リ ー ス ケ ー ル

【千曲都市計画道路の変更素案に対する公述要旨及び市の見解】

公述 順位	公述要旨	市の見解
1	① 広い道路は民家の無いところへ建設していただきたい。付近の旧ホテル跡地周辺は現状更地であり、用途地域を商業地域に変更する予定なのだから、大型トラックやバスが往来できる広い道路が必要と考える。万葉通りから産業道路の様な形にして、体育館経由で消防署まで延伸しては如何か？	① 交通を効率的に処理する幹線街路に位置付けられている本路線の役割を考慮すると、極端に迂回するルートを採用するのではなく、既存道路を最大限活用し、周辺道路との連続性を踏まえた、安全性や利便性の高い位置及び区域に道路を計画している本変更素案が妥当であると考えます。
	② ((都)千曲線と重なる予定の現道である)市道 1-20 号線は住宅地にあり、生活道路であり、小中学生の通学路となっている。現在は安全に通学・通行しており、通行車両も徐行運転をするなど、安全に通行しているが、道路が拡幅されれば、交通量の増加が予想され、歩行者等を傷つける事故が起こりやすくなるのではないかと危惧している。またそれに伴い、通学路の危険性が高まれば、1-20 号線でも P T A による立哨指導をする必要が生じ、保護者に負担が生じる。	② (都)千曲線に振り替えられる予定の市道 1-20 号線(現道)については、片側に狭い幅員の水路兼用歩道があるのみであり、現状で安全な構造とは言い難く、通行車両や歩行者の善意により成り立っている不安定な状況と捉えており、地元区からも歩道を十分に確保した道路整備が要望されております。 全幅員で 6.0m 程度の現道から、今回の変更素案では両側に幅員 2.5m の歩道や、幅員 6.0 m の車道及び十分な幅の路肩が計画され、すれ違いが容易になることや、歩道と車道の間には構造物で分離措置を取る計画としていることから、歩行者及び通過交通の安全性向上に寄与するものと考えております。
	③ 国民スポーツ大会に合わせて住宅を取り壊し、拡幅工事をする必要は無く、一方通行などの交通規制や、国道 18 号や堤防道路を活用しては如何か。	③ 大会時の運用としましては、交通規制を措置するなどの、国道 18 号や堤防道路の活用についても検討しているところであります。 また、今回の都市計画道路の変更は、国民スポーツ大会の開催に向けたものではなく、日常的に道路を利用する歩行者・車両の安全確保や、災害時に防災拠点となる戸倉体育館や千曲坂城消防組合消防本部へのアクセスを容易にすること等の理由から、安全で利便性の高い幹線街路を位置付けるものとして必要不可欠と考えております。
	④ 地元説明会で説明されているような戸倉体育館や千曲坂城消防組合消防本部へのアクセ	④ 千曲市地域防災計画において、本路線は緊急輸送道路として、災害時の避難・救助をはじめ、

スは、市道 1-20 号線は拡幅せずとも容易である。(都)千曲線の終点は総合体育館入口交差点付近で十分ではないか。	物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として指定されております。 現道は全幅員 6.0m 程度で、大型車はもとより一般車のすれ違いも容易ではないため、指定緊急避難場所兼指定避難所であり物資輸送拠点も兼ねる戸倉体育館や千曲坂城消防組合消防本部へのルートが、災害時に遮断されることなく、安定的なアクセスが期待できる道路が必要であると考えております。
⑤ ①～④までの理由から、市道 1-20 号線を拡幅する変更素案に反対する。沿線住民の住まいを破壊する本計画は公共事業として適切であるかなど再考願う。	⑤ 令和 3 年 3 月に策定した千曲市都市計画道路整備プログラムにおいて、(都)千曲線は総合的な評価と検討を行い、令和 3 年 1 月から 2 月のパブリックコメントにより市民の皆さまの意見を取り入れたうえで、(都)千曲線を「都市拠点間を結ぶ重要な路線であり緊急輸送道路としての役割もあることから、現道を最大限活かしながら千曲坂城消防本部と(都)国道線を結ぶルートへの線形変更が望ましい」と結論付けており、これらを踏まえた本計画は妥当と考えております。
⑥ この道路計画について、「地元区民の方々への説明を十分に行い、理解を得ながら進めていきます」と、(公述人が千曲市総合運動公園戸倉体育館エリア基本計画(案)のパブリックコメントに寄せた意見に対して)回答しているのに、説明会の案内を全戸配布とせずに回覧としたことは、沿線アパート住民に対する差別であり、人権侵害、公務員による不法行為、日本国憲法違反である。	⑥ 説明会の周知については、回覧及び地権者宛の通知により周知可能であるとの考えのもと、令和 5 年 7 月 12 日に開催した地元説明会をはじめ、令和 5 年 12 月にオープンハウス、令和 6 年 4 月以降に関連する説明会を計 3 回開催しており、経過については市ホームページにおいて随時公開しております。また、今回公聴会のための閲覧実施についても、市報・市ホームページ・公告により周知を行っております。 こうした取り組みを経ておりますので、地元住民への説明を十分に経て、本計画の変更手続きに着手していると認識しております。 しかしながらご指摘により、昨今の社会情勢の変化により、回覧の回らない集合住宅など多様な居住形態がある現状を踏まえて、今後はより多くの市民の皆さまに情報が届く方法による周知に努めてまいります。

(1) (都)千曲線の変更及び(都)国道線の変更の計画

※ 変更内容は朱書きで記載

名称：3・4・3号 千曲線
起点：千曲市大字栗佐字琵琶尻
終点：千曲市大字磯部字流屋敷
道路構造：延長約8,800m、幅員16m
車線数2車線
当初決定：昭和28年12月(戸倉上山田)
昭和40年3月(更埴)

名称：3・4・2号 国道線
起点：千曲市大字桜堂字土井合
終点：千曲市大字磯部字伊勢宮
道路構造：延長約6,610m、幅員16m
車線数2車線
当初決定：昭和28年12月(戸倉上山田)
昭和40年3月(更埴)
※終点付近で交差する3・4・3号千曲線の変更に伴う
隅切りの削除のみ

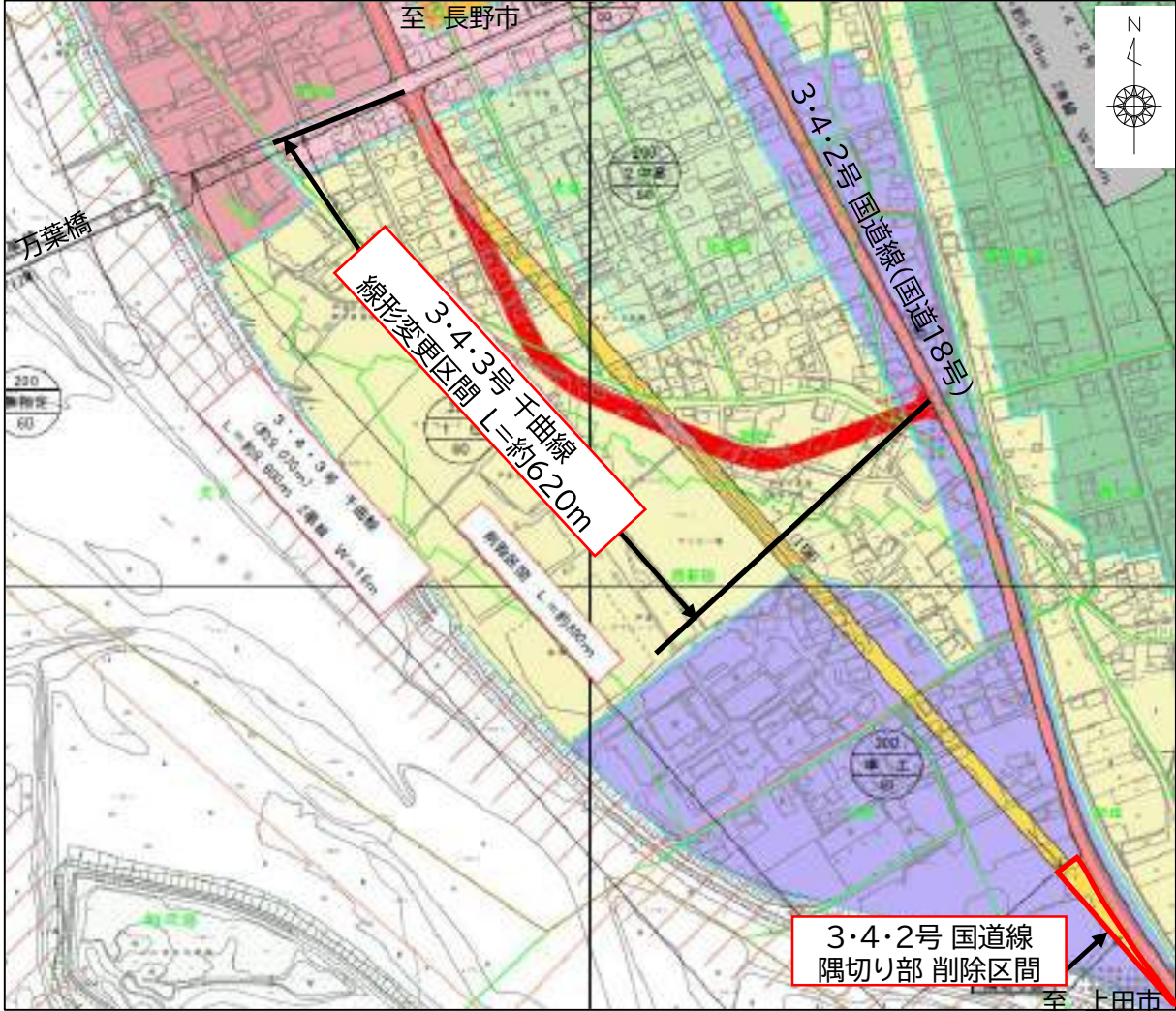
※ 県担当部局と随時必要な手続きについて協議します

(2)都市計画に係る手続きスケジュール

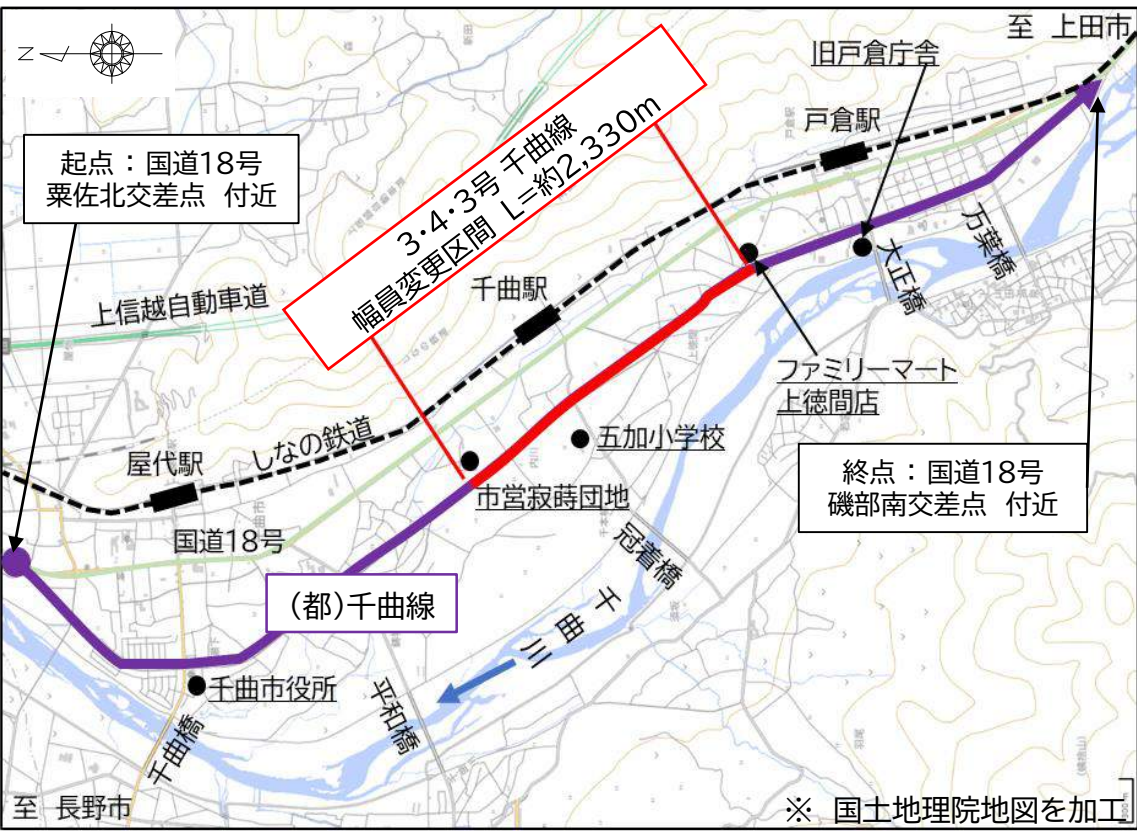
	(都)千曲線(市決定)	(都)国道線(県決定)
R5.5.12	第32回千曲市都市計画審議会(調査審議)	
R5.7.12	地元説明会(戸倉創造館)18名	
R5.8~11	現地調査・線形検討	
R5.12.8、9	オープンハウス(磯部公民館)51名	
R5.12~R6.3	線形検討	
R6.3.18	第36回千曲市都市計画審議会(調査審議)	
R6.4.22	地元説明会(戸倉創造館)56名	
R6.5.10	第37回千曲市都市計画審議会(経過報告)	
R6.7~	測量・詳細設計	
R6.9.26	第38回千曲市都市計画審議会(調査審議)	
R6.11.20	新戸倉体育館整備事業等の地元説明会(戸倉創造館)51名	
R6.11.25	第39回千曲市都市計画審議会(調査審議)	
R6.12.6	長野県知事 事前協議(市→県)	都市計画変更案の申出(市→県)
R6.12.26	長野県知事 事前協議回答(県→市) ※異存なしとして回答有	
R7.1.28	(道路設計)地元説明会(戸倉創造館)31名	
R7.2.14~3.7	計画素案の閲覧(公述期間2.14~28) 閲覧者各0名、公述申出 千曲線→1件 国道線→0件	
R7.3.9	公聴会(戸倉創造館)	公述人1名
R7.3.17	第40回千曲市都市計画審議会(調査審議)	
R7.3.27		市町村への意見聴取(県→市)
R7.4.11	長野県知事 本協議(市→県)	
R7.4.11~24	計画案の縦覧 縦覧者各1名、公述申出各1件	
R7.5.2	長野県知事 本協議回答(県→市)	
R7.5.13(今回)	第41回千曲市都市計画審議会(千曲線→諮問答申、国道線→調査審議)	
R7.5.16	予定	市町村への意見聴取 回答(市→県)
R7.6.6		長野県都市計画審議会
R7.6下旬		都市計画変更告示

(3)変更の概要

① 終点側区間(磯部地区)



② 整備済み区間(内川～上徳間区間)



都市計画決定に係る意見書の要旨

議案番号	諮問第 1 号	名 称	千曲都市計画道路（千曲線）の変更	都市計画の案の縦覧期間	縦覧 令和 7 年 4 月 11 日（金）から 令和 7 年 4 月 24 日（木）まで	広報の手段	市報への掲載 市ホームページへの掲載	利害関係の種別	
								計画の変更に関係する市民	その地域内に実質的な生活活動の本拠をもつ者又は法人
								利害関係人	区域内の土地に所有権、借地権を持っている者、その土地の周辺の住民、決定される施設を利用しようとする者
意見書提出者				意 見 の 要 旨		意 見 に 対 す る 見 解			
番号	住 所	利害関係	要旨区分						
1	千曲市	利害関係人	反対	【千曲都市計画道路の変更素案に対する公述要旨及び市の見解】について 公述要旨①の後に「道路を建設するより、千曲川が氾濫したり堤防が決壊すれば戸倉体育館周辺の地区のほとんどが水没してしまうため、災害が発生し避難指示が解除されたのちに速やかに元の生活に戻れるような強固な水害対策をしてほしい」との要望を公述したが、この箇所を意図的に黙殺した理由について説明してください。 公述要旨②について「過度にスピードは出さずに徐行運転するなど、皆、譲り合って安全に通行しています。これは住宅地特有の程よい道幅によるものと言えるでしょう。」と公述したが、この箇所を意図的に削除した理由について説明してください。 公述要旨③について「この道路計画は沿線住民にとって小川千曲市長による爆撃予告に等しく、国民スポーツ大会で自身の実績とアピールしたい小川市長の市民の税金を使つての単なる見栄であり、基金を取り崩さなければならないほど市財政が厳しい中、今必要のない過去に計画された事業を強行するのは時代の変化に対応せぬ愚策であり、まちづくりの方向として間違っています。」と公述したが、この箇所を意図的に削除した理由について説明してください。 公述要旨⑥の後「この虚偽回答からもわかるように小川市政において不適切事務が横行していますが、市職員の皆さまには法令を遵守し正しく仕事をされますようお願い申し上げます。そうでなければ千曲市の信用は失墜し子ども達に示しがつきません。」と公述したが、この箇所を意図的に削除した理由について説明してください。 公聴会の記録書の公文書公開請求により入手した公述記録（千曲都市計画道路の変更素案に関する公聴会）に、千曲市総合運動公園戸倉体育館エリア基本計画（案）に対する私のパブリックコメントが公述記録に無い理由について説明してください。 この道路計画の整備対象エリアは第一種住居地域であり、住宅の環境を守るための地域と定義されている。地権者のみならずこの地域に住む全員の同意なしに用途地域の変更や道路工事の着手は認めない。		【千曲都市計画道路の変更素案に対する公述要旨及び市の見解】につきましては、令和 7 年 3 月 9 日に開催された公聴会での公述人の意見を公述の要旨としてまとめ、意見に対する都市計画決定権者である市の見解を記載しております。 なお、公聴会における公述人の発言につきましては、公述記録に全文記載しております。 公述記録には、公述人が公聴会にて実際に発言した「千曲市総合運動公園体育館エリア基本計画（案）」でのパブリックコメント手続きに関する意見を全文記載しております。なお、公述申出書の別紙として提出された千曲市総合運動公園戸倉体育館エリア基本計画(案)に対するパブリックコメントにつきましては、公述申出書と併せた保管としております。 用途地域の変更につきましては、説明会の開催、長野県知事との協議、公告及び案の縦覧の後、都市計画審議会の議を経る等、手続については、都市計画法等に則り適切に進めてまいります。また、道路工事につきましても、説明会等により、地権者や地域の皆さまのご理解を得ながら進めてまいります。			
縦覧者		1 名		縦覧の概要	期 間：令和 7 年 4 月 11 日（金）～ 4 月 24 日（木） 場 所：長野県都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所、千曲市役所 縦覧者： 1 名、意見書提出者 1 名				